

No.	③-1		R7 予算額	—
事業名	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算		府省庁名	文部科学省
概 要	離島の教育の特殊事情に鑑み、離島の公立高等学校等の教職員定数について、加配措置を行うもの。（全額地方交付税措置）			
支援対象	公立高等学校等のある離島を有する都道府県、市町村	補助率	—	
対象事業	—			
支援内容	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）附則第 11 項に基づき、離島に高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）及び特別支援学校高等部が設置されているときは、離島の教育の特殊事情に鑑み、教職員定数に、政令で定める数を加える。			
離島での実績	令和 7 年度予算：100 人			
備 考				
担当部署	文部科学省初等中等教育局財務課			
連絡先	03-6734-2038			
参照 HP				

加配教職員定数について(高校)

高等学校における加配教職員定数は、少人数指導等の実施、中途退学や日本語指導の対応など、学校が個々に抱える問題解決のために、基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているものであり、学校規模等により算定される基本的な定数とともに地方財政計画人員に計上され、全額地方交付税措置がなされるものである。

令和7年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法改善※ (法9条2項)	外国語のオーラルコミュニケーション、数学のコンピュータ授業などにおける少人数指導	1,019人
通級による指導 (法22条3号)	高等学校における障害に応じた特別の指導(通級による指導)に対応	348人
生徒支援※ (法22条3号)	中途退学や日本語指導など教育指導上特別な配慮が必要な生徒対応	1,391人
養護教諭 (法22条3号)	心のケアなど生徒の心身の健康への対応	84人
職業系類型・コース開設※ (法22条4号)	普通科において職業系の類型・コースを開設し、多様な教育を展開	346人
多様な教科・科目 開設※ (法22条4号)	普通科において多数の教科・科目を開設し、多様な教育を展開	737人
研修等定数 (法22条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	2,390人
離島地域 (法附則11項)	離島地域の高校又は特別支援学校高等部における教育の充実への対応	100人
合 計		6,415人

※上記、4つの事項については、各項目10人程度の小規模校向けの優先枠を設ける

No.	③-2		R7 予算額	185 百万円
事業名	離島高校生修学支援事業		府省庁名	文部科学省
概 要	高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助			
支援対象	都道府県、市町村	補助率	1 / 2 以内	
対象事業	高校未設置の離島に住む高校生が、高校進学のために島外に通学及び居住することになることから、通学費や居住費などを対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部を補助するもの (1) 通学に要する交通費 (2) 居住費			
支援内容	(1) 生徒の自宅から学校所在地まで、常態として（夏期間のみなど季節単位も含む。）交通機関を利用して通学する生徒の旅客運賃等をいう。 (2) 高等学校等へ通学するため、生徒の自宅がある離島を離れ、本土または他の離島の民間アパートや寄宿舍等自宅外に居住している生徒の下宿費、寮費、アパート代等をいう。 なお、冬期間のみ下宿するなど、季節単位で居住費が発生する場合も、その期間は居住費の対象となる。			
離島での実績	R6 青ヶ島、初島など（1 都 18 県で実施）			
備 考	高校未設置離島とは、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法令で指定されている離島のほか、橋梁等により本土との陸上交通が確保されていない離島の中に高等学校等が設置されていない地域をいう。			
担当部署	文部科学省初等中等教育局財務課			
連絡先	03-6734-2027			
参照 HP				

へき地児童生徒援助費等補助金

令和7年度予算額
(前年度予算額)

21億円
21億円)



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

6億円(6億円)

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

10億円(11億円)

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助(補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

2億円(2億円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円(2億円)

寄宿舍居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、学校間移動費、保健管理費

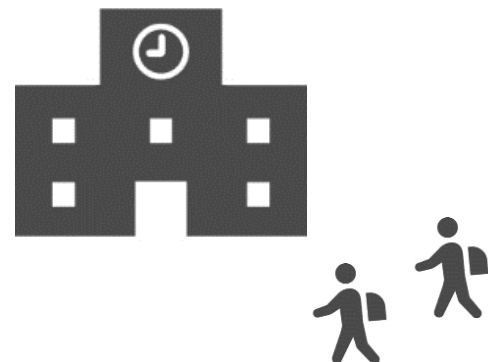
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1 / 2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)



No.	③-3		R7 当初予算額 R6 補正予算額	69,134 百万円の内数 207,566 百万円の内数
事業名	公立学校施設整備費		府省庁名	文部科学省
概 要	公立の小中学校等の施設整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を負担等している。 離島については、離島振興法の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど離島の振興のための特別措置を講じている。			
支援対象	都道府県、市町村 等	補助率	5. 5 / 1 0	
対象事業	【主な特別措置の概要】 ①小中学校等施設の新增築 （公立の小中学校等の校舎・屋内運動場等の新增築に要する経費の一部を国が負担） ②学校統合に伴う既存施設の改修 （公立の小中学校等の統合に伴い実施する既存の校舎の改修に要する経費に対して国が交付金を交付） ③小中学校等施設の改築 （公立の小中学校等の校舎・屋内運動場・寄宿舎の改築に要する経費に対して国が交付金を交付） ④へき地小中学校等施設の新增築 （へき地の公立の小中学校等の寄宿舎、教職員住宅、集会室の新增築に要する経費に対して国が交付金を交付）			
支援内容	①・②・④ 算定割合： 通常 1 / 2 → 離島振興地域 5. 5 / 1 0 ③ 算定割合： 通常 1 / 3 → 離島振興地域 5. 5 / 1 0			
離島での実績	R6 離島振興対策実施地域計 4 自治体に、計 905,984 千円を交付。			
備 考				
担当部署	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課			
連絡先	03-6734-2464			
参照 HP	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_a2.htm			

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和7年度予算額
(前年度予算額)

691億円
683億円)



令和6年度補正予算額

2,076億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

①新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

②防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進(木造、内装木質化)

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての**防災機能強化**

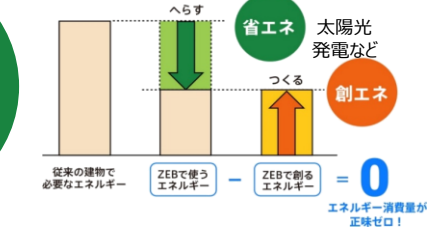


バリアフリートイレの整備

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化** 高断熱化、LED照明、高効率空調など



具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ(1/3→1/2)の時限延長(令和9年度まで)
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長(令和11年度まで)

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +10.0%
小中学校校舎(鉄筋コンクリート造の場合)
R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:325,700円/㎡

(担当:大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)